二(二)　解除に係る保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内四六四〇の四一（国有林）

(三)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(四)　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字大口五六九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市花泉町日形字上通二二五の三、二八四の一、二八五、二八七の三、二八七の五、三三二一、三三二二、三四七の一四、三四七の九八、三四七の一〇九、三四七の一一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上通二二五の三・三三一・三四七の九八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二八四の一、二八五

○東北地方整備局告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第三項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の十二及び第十九条の十三の規定に基づき、下記のとおり、危険物を積載する車両の水底トンネルに類するトンネルの通行を禁止し、又は制限するので、道路法施行令第十九条の十五及び道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の十の規定により公示する。

平成二十九年十一月一日

東北地方整備局長　津田　修一

記

1　危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルに類するトンネルの名称、箇所及び禁止又は制限する区間名称、箇所

トンネル名称	箇所
栗子トンネル（東北中央自動車道（福島―米沢））	福島県福島市飯坂町中野字石小屋47番2から山形県米沢市万世町刈安字新田383番1

通行を禁止又は制限する区間名称	箇所
福島大笹生ＩＣから米沢八幡原ＩＣまで（東北中央自動車道（福島―米沢））	福島県福島市大笹生字子知4番3から山形県米沢市万世町桑山字下屋敷672番1

2　危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示

別表第１のとおり

3　危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

別表第２のとおり

【災害時の特例】

原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル又はこれに類するトンネルを通行しようとする車両（別表第２中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネル若しくはこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル若しくはこれに類するトンネルにおける交通の危険を防止するため、誘導車を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第２にかかわらず、通行することができることとする。

4　施行期日

この公示に係る通行の禁止又は制限は、上記トンネルの供用開始の日である平成29年11月4日から施行する。

別表第１（通行禁止品目）

1　火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表

項目	品名
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬
火薬類以外の爆発性物質	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの